

障がい児の入園時期（早期募集）について

1. これまでの経緯

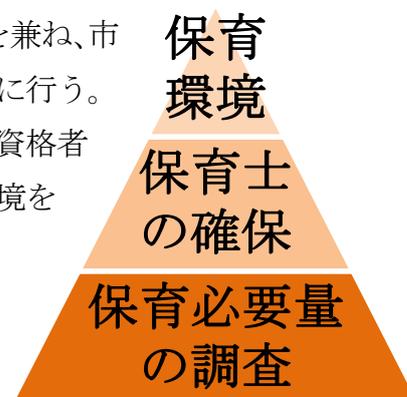
- (1) 平成27年度入園までは障がい児も含め、全ての児童が11月中旬に入園申込書を提出している。
⇒その後、入園調整が行われ、最終的な決定は2月～3月上旬の場合もある。
- (2) 対象児童が私立保育施設を希望した場合、職員の確保が間に合わず希望する園に入園できない可能性がある。
 - ・市外や民間の幼稚園では8月頃に入園募集を実施しているところもある。
 - ・民間保育施設の正職員の募集7月頃には行なわれるため、通常の入園申込期（入園児童数確定後、2月頃）では職員が確保できない。
- (3) A保育施設を希望していたが、年度末まで決まらず、ギリギリでB保育施設に入園が決まった児童が発生。
 - ・保護者は市及び入園できなかった園に対して不信感を抱いた模様
 - ・受け入れたB保育施設でも(2)のような状態であった。
- (4) 保育施設や保健課より障がい児については、通常の児童よりも早く入園申込を受付けて欲しい旨の連絡を受ける。

2. 平成28年度以降の早期募集時期（案）

上記の状態を踏まえて、平成28年度からの障がい児の入園募集については、平成27年7月1日（水）から開始することとしたい。（7月31日まで）

3. 本提案の意味合い

- (1) 民間保育施設への次年度補助金の額の見込み調査を兼ね、市内保育施設の入所を希望する障がい児数の把握を早期に行う。
- (2) 早めの募集・採用により職員を確保することで、有資格者による適切な関わりの必要性が高い障がい児の保育環境を整える。
- (3) 入園枠を確保することで、障がい児の保護者の不安感等を緩和する。
- (4) 遊びの教室等から入園前の観察につなげる。



市内の保育環境の整備に資する。

4. 対象児童

- (1) 早期募集対象児童については、「保育に欠ける児童」で、南魚沼市特別保育事業補助金交付要綱（平成27年3月31日付告示第 号）に規定する児童
- ①「身体障害者福祉法」（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定に基づき、身体障害者手帳の交付を受けている児童
 - ②「療育手帳制度について」（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に基づき、療育手帳の交付を受けている児童
 - ③前述の①②と同程度の障害を有するとして、児童相談所又は医療機関等が判定又は診断した児童
 - ④保健所の療育相談又は市町村の実施する専門医による相談会において「要観察」となり、前号の判定又は診断には至らないが継続した支援が必要であり、保育士の加配が必要と医師が判断した児童
- (2) この他に早期入園の対象となる児童（家庭）については、今後「南魚沼市子ども・子育て会議」等で検討していく必要があると思われる。
- ① ひとり親家庭
 - ・経済的な理由から、就労によって保育に欠ける場合が多い。（ただし、保育に欠ける状態としては他の家庭と同条件）
 - ・ひとり親は通常入園の入園指数で優先している。
 - ・ニーズ調査の中ではひとり親を優遇する施策について、批判的な声もある。
 - ・入園時期を早めることによるメリットは少ないと思われる。
 - ② 生活保護世帯
 - ③ DV 関係
- (3) 早期入園申請を希望する場合は、「入園後に加配職員が付く可能性があること」「児童の状況や受診記録について医療機関に照会すること」への同意を要する。
⇒「承諾書」の形で提出してもらう等

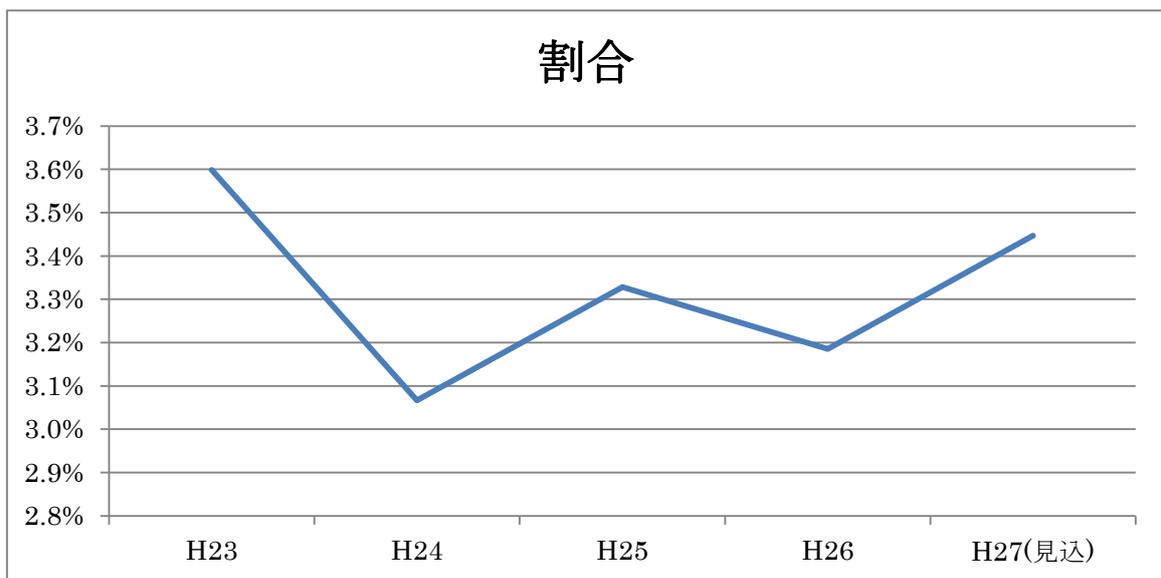
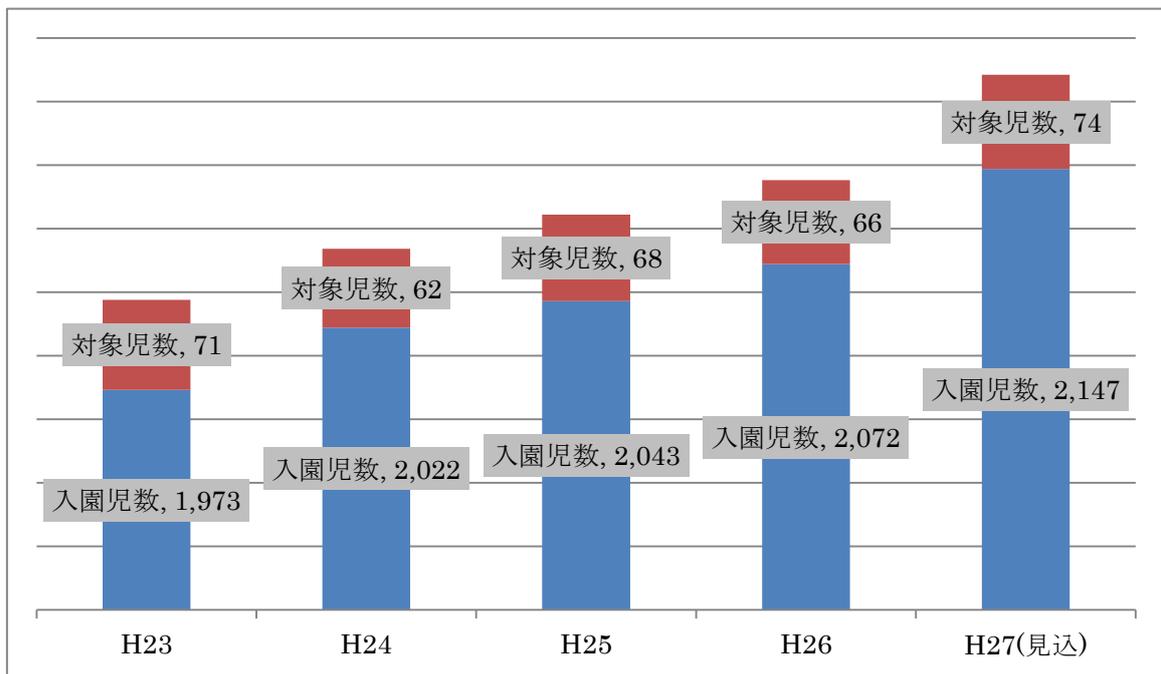
5. 本市における障がい児入所の推移

	H23	H24	H25	H26	H27
入所児童数	1,973名	2,022名	2,043名	2,072名	2,147名
障がい児数	71名	62名	68名	66名	74名
割合	3.59%	3.06%	3.32%	3.18%	3.44%

※ 入所児童数は4月末の集計を計上している。

※ 職員の加配が付いている児童のみを計上（公営+民営）

※ H27年度に関しては民間保育施設での加配見込み児童数も計上

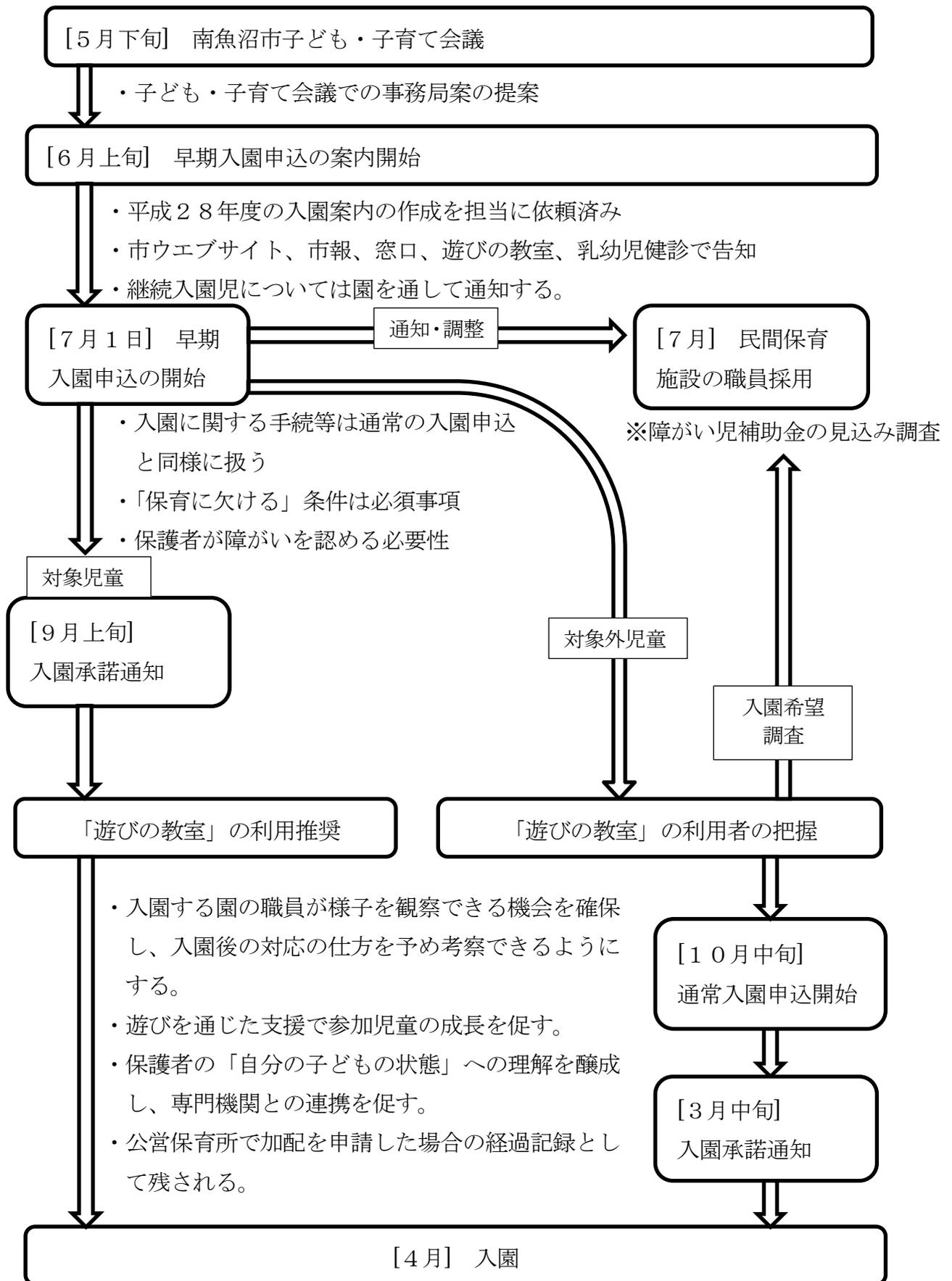


6. 課題

- (1) 各園での「障がい児枠」を定めるか。
 - ・ 1つの施設に対して第1希望として入園申込をする人が多数いた場合に職員の確保ができない可能性がある。
 - ・ 市は「保育に欠ける」状態であれば、障がいの有無に関わらず、保育する義務を負っている。(児童福祉法第24条第1項)⇒第1希望の園に行けるとは限らないが、市内の保育施設への接続義務
- (2) グレーゾーンの子どもの扱いについて
 - ・ 公営保育所では加配検討委員会を立上げ、平成26年度に作成した障がい児の職員加配についての基準をもとに、特別支援学校の特別支援教育推進室と協力しながら、児童についての加配のあり方を検討している。
 - ・ 専門機関による加配の指示がないグレーゾーンの子どもについては、乳幼児健診(保健師)、子育て支援センター(保育士)から、入園希望調査を実施してもらい、入園募集前に可能な限り入園希望を把握しておく必要がある。

7. 障がい児の入園申込時期の変更

- (1) 南魚沼市子ども・子育て会議で諮る。(5月28日)
- (2) 6月上旬から広報し始め、7月1日から7月31日まで、障がい児の入園申込受付を実施する。
 - ① 乳幼児健診、子育て支援センターでのチラシ配布(6月上旬から)
 - ② 市報への掲載(7月1日号)
 - ③ 市のウェブサイトへの掲載(6月上旬)⇒募集要項の掲載(7月1日から)
- (3) 7月31日を過ぎた場合は通常の入園申込と同様に扱われる。
※入園申込を期間内にしなかった児童についても入園希望調査を行い、入園児数の把握に努め、民間保育施設へも希望状況を報告する。



平成 27 年度遊びの教室実施要領

1. 目 的

- (1) 発達に遅れのある（疑いを含む）幼児が、遊びを通じ発達する。
- (2) 発達に遅れのある（疑いを含む）幼児の養育を、保護者が前向きに取り組む。
- (3) 就園先への継続した支援により、対象児と保護者の困り感の軽減をはかる。

2. 目 標

- (1) 親子で楽しく、より良い関わりや遊びができるようにする。
- (2) 療育を受けている幼児は、療育内容や指示を確認しながら個に合わせた形で実践する。
- (3) 保護者の交流を図る。
- (4) 医療へつなぎ、より適切な関わり方を保護者が知る。
- (5) 就園先との連携により、円滑な入園と継続した支援につながる。

3. 具体的な展開

目 標	具体的な展開
1. 親子で楽しく、より良い関わりや遊びができるようにする。	①療育相談等の指導内容の確認 申込書・連絡帳の活用、担当保健師との連携 ②個別に支援計画を確認 家庭での展開を考え、提案 自由遊び、課題遊びで実践・評価 発達検査・個別相談 ③ミニ講話
2. 訓練を受けている児は、訓練内容や指示を確認しながら対象に合わせた形で実践する。	①療育相談等の指導内容の確認 申込書・連絡帳の活用 担当保健師との連携 ②個別に支援計画を確認 家庭での展開を考え、提案 自由遊び、課題遊びの実践・評価 個別相談
3. 保護者の交流を図る。	①保護者同士の話し合い

4. 医療へつなぎ、より適切な関わりを保護者が知る。	①保健師・作業療法士・臨床心理士・保育士の発達相談への同行 ②情報より、適切と考えられる医療機関へつなぐ ③医療機関からの情報を、理解しやすい形で、保護者にフィードバックする。
5. 就園先との連携により、円滑な入園と継続した支援につながる。	①集団活動の事前体験 ②発達検査・個別面談による対象児の把握 ③就園先への引き継ぎ

4. 対象者

- (1) 乳幼児健診等で、教室での働きかけが必要とされた幼児と保護者
- (2) 療育相談で、教室での働きかけが必要とされた幼児と保護者
- (3) 医療機関や他の専門機関からの紹介のあった幼児と保護者

⇒この他に保育所等への入園を希望している児童で、障がい児保育の対象になりそうな児童には市役所窓口等で参加をお勧めする場合があります。

5. 日 時 毎月4回【2クラス/月2回】 9：30～11：00

6. 会 場 ふれ愛支援センター 2階大会議室

7. 従事者 子ども若者育成支援センター臨床心理士1名、総合支援学校作業療法士1名、子育て支援センター保育士2名、非常勤臨床心理士1名(各クラス月1)、保健課保健師2名、ペアレントメンター1名、(※保健所保健師1名)、(※市内保育園保育士1名) ※不定期に参加

8. 各職種の役割

(1) 臨床心理士	<ul style="list-style-type: none"> ① 1歳半健診での支援を要する対象児の把握・勧誘 ② 発達検査等による児の全体像の評価及び適切な支援策の提案 ③ 受診機関並びに療育相談等の医療への情報提供 ④ 保護者への家庭で実践できる支援方法のアドバイス
(2) 作業療法士	<ul style="list-style-type: none"> ① 個別評価での対象児の運動機能や精神発達機能面での全体像の評価及び適切な支援策の提案 ② 受診機関並びに療育相談等の医療への情報提供 ③ 保護者への家庭で実践できる支援方法のアドバイス
(3) 保育士	<ul style="list-style-type: none"> ① 教室の運営・進行 ② 園・ほのぼの広場等との連携 ③ 遊びの提案
(4) 保健師	<ul style="list-style-type: none"> ① 健診等で支援を要する児の把握・勧誘 ② 教室、健診、家庭訪問等で評価月に全体像の把握 ③ 家庭・園・医療との繋ぎ・連絡調整
(5) 保健所保健師	<ul style="list-style-type: none"> ① 療育相談に繋がる対象児の把握及び情報提供 ② 教室の運営等へのアドバイス

9. クラス編成

パンダクラス	主に2～3歳児で次年度入園予定の幼児を中心とし、集団活動や課題活動に重点を置いた内容を実施
コアラクラス	主に1～2歳児で、発達全般に遅れがみられる幼児の発達を促したり、親子の関わり遊び等に重点を置いた内容を実施

10. 教室運営

(1) 教室開始前

時間	内容	必要物品	担当
8:30～9:00	会場準備	適宜（検査器具含む）	全員
9:00～9:30	スタッフカンファレンス（ケース会議）	記録用紙	進行：保育士 意見交換：全員

(2) 教室の活動内容の流れ

時間	内容	必要物品	担当
9:30～10:00	自由遊び・個別相談	名札、シール、 出席カード、連絡帳	[観察]全員 [面談・検査・個別支援]臨床心理士・作業療法士
10:00～10:40	集合・挨拶・課題遊び	トンネル、ボール トランポリン、毛布 机上活動等、CD	進行：保育士 観察：全員
10:40～10:50	自由遊び 保育者同士の話し合い・ミニ講話	すべり台、ままごと、 ボールプール等	[自由遊び]保育士・作業療法士 [話し合い]保健師、臨床心理士
10:50～11:00	読みきかせ・挨拶・おたより帳返却・名札返却	絵本等	進行：保育士

(3) 教室終了後

	内容	必要物品	担当
11:00～12:00	スタッフカンファレンス（ケース会議）	記録用紙、 ICレコーダー	進行：保育士 意見交換：全員

1.1. その他

- (1) 保健師・作業療法士・臨床心理士によるミニ講話（年に数回）
- (2) スタッフの資質向上・教室運営のための振り返り活動（年に2回予定）
- (3) 入園前に保護者と面談をし、保護者の了承を得た対象児については、発達検査・面談結果等も含め、入園先に引き継ぎを行う

1.2. 記録等

- (1) 申込書：主に非常勤臨床心理士が受け付け、状況を把握する
- (2) 個別記録：主に担当保育士が記入
- (3) 療育相談や健診結果：保健師の記録用紙への事前記入または、保育士の連絡により保健師が準備し持参する。

1.3. 諸連絡先

- ・対象児の出欠連絡先、およびスタッフの諸連絡は、子育て支援センターとする。